

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年4月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

(別添)

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900222 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000001 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 9 月 25 日から昭和 42 年 5 月まで

私は、A 社に昭和 38 年 2 月から昭和 42 年 5 月まで勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたのは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、請求期間当時の資料は無いため、請求者の勤務期間、雇用形態、厚生年金保険被保険者資格喪失の届出及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の退職時期及び勤務期間を具体的に記憶しているとする者はいないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

なお、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 38 年 9 月 25 日と記録され、訂正の形跡はなく、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

(別添)

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900239 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000002 号

第 1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 58 年 9 月までの請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月から昭和 58 年 9 月まで

私は、B 県の道路が右側通行から左側通行に変わる前の昭和 53 年 4 月に A 社に社員として入社し、昭和 58 年 9 月に退社した。同社では、正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社が加入する一般社団法人 C 協会 (以下「協会」という。) が保管する請求者に係る台帳によると、請求者の A 社に係る採用年月日は昭和 55 年 10 月 1 日、退社年月日は昭和 59 年 10 月 10 日と記録されていることから、請求期間の一部期間において、請求者が同社の社員として登録されていることは確認できる。

一方、A 社は、協会に登録を行わないと勤務できなかったことから、昭和 55 年 10 月 1 日当時、請求者が同社に勤務していたと思われるが、当時の資料の保管がないことから、請求者の勤務期間、勤務形態等は不明としており、協会は、台帳に記録されている採用年月日及び退社年月日は必ずしも事業所での勤務期間と一致するものではなく、勤務形態、勤務条件などが分かる資料でもないとしている。

また、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者及び請求者が同僚として氏名を挙げた者 (以下「被保険者等」という。) に照会を行ったところ、複数の者から回答があり、そのうちの一人は、請求者は請求期間の頃において同社に勤務していたと思うが時期は不明である旨回答しており、その他の者は、請求者のことを記憶しておらず、請求者の勤務期間及び勤務実態を確認することができない。

さらに、前述の照会を行った被保険者等のうち、回答のあった者の中には、夜間勤務した期間に厚生年金保険に加入していない期間がある旨陳述している者、正社員として所定労働日数及び労働時間の 4 分の 3 以上は勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録がない期間がある旨回答している者、アルバイト従業員、臨時の従業員、所定勤務日数の 4 分の 3 に出勤日数が達しない従業員、厚生年金保険に加入することを希望しない従業員など、厚生年金保険に加入しない従業員がいた旨回答及び陳述している者がいることから、A 社では、請求期間当時、必ずしも勤務していた期間全てを厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえ

る。

加えて、請求期間における請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録はなく、同社が提出した従業員に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が記載された名簿には、請求者の記録は記載されておらず、同社は、当該名簿以外に、請求期間当時の資料の保管がないことから、請求者の勤務実態は不明である旨回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

(別添)

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900261 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000003 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 17 年 10 月から平成 21 年 8 月までの期間及び平成 28 年 7 月から平成 29 年 5 月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 10 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、24 万円から 28 万円、平成 28 年 7 月から平成 29 年 5 月までの標準報酬月額については、24 万円から 30 万円とする。

平成 17 年 10 月から平成 21 年 8 月まで及び平成 28 年 7 月から平成 29 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 10 月から平成 21 年 8 月まで及び平成 28 年 7 月から平成 29 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 16 年 12 月から平成 17 年 9 月までの期間及び平成 21 年 9 月から平成 28 年 6 月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 12 月から平成 17 年 9 月まで及び平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額については、24 万円から 28 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月まで及び平成 23 年 9 月から平成 28 年 6 月までの標準報酬月額については、24 万円から 30 万円とする。

平成 16 年 12 月から平成 17 年 9 月まで及び平成 21 年 9 月から平成 28 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 21 年 8 月 5 日の標準賞与額を 15 万円とすることが必要である。平成 21 年 8 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 8 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 14 日から平成 29 年 8 月まで
② 平成 21 年 8 月 5 日

ねんきん定期便の標準報酬月額、標準賞与額及び保険料納付額と給与明細書の金額が相違しているため、訂正をお願いします。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成17年10月から平成21年8月までの期間及び平成28年7月から平成29年5月までの期間については、請求者が提出した給与に係る明細書及びA社が提出した請求者に係る退職所得給与所得に対する源泉徴収簿により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間①の標準報酬月額（24万円）を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成17年10月から平成21年8月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者が提出した給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から28万円、平成28年7月から平成29年5月までの期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から30万円とすることが必要である。

また、平成17年10月から平成21年8月までの期間及び平成28年7月から平成29年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年10月から平成21年8月までの期間及び平成28年7月から平成29年5月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し誤って提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年10月から平成21年8月までの期間及び平成28年7月から平成29年5月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成16年12月から平成17年9月までの期間及び平成21年9月から平成28年6月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した退職所得給与所得に対する源泉徴収簿により、平成16年12月から平成17年9月までの期間及び平成22年9月から平成23年8月までの期間の標準報酬月額を28万円、平成21年9月から平成22年8月までの期間及び平成23年9月から平成28年6月までの期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、平成16年12月から平成17年9月までの期間及び平成21年9月から平成28年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、平成 29 年 6 月から同年 8 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書等により確認できる厚生年金保険料の控除額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれの額も、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正は認められない。

4 請求者が提出した請求期間②に係る明細書及びA社が提出した請求者の請求期間②に係る夏期賞与内訳書及びB銀行が提出した請求者に係る預金取引明細照会（流動性）により、請求者は、平成 21 年 8 月 5 日にA社から賞与を支給され、15 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成 21 年 8 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 21 年 8 月 5 日について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 8 月 5 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。